

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年6月19日（火）午前10時

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地覺君
委員	松枝正浩君	委員	愛甲信雄君
委員	木野田誠君	委員	有村隆志君
委員	中村正人君	委員	植山利博君
委員	蔵原勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君	川窪幸治君	宮田竜二君
鈴木てるみ君	徳田修和君	平原志保君
新橋実君		

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町貴君	企画部長	満留寛君
商工観光部長	池田洋一君	建設部長	島内拓郎君
上下水道部長	堀切昇君	まちづくり調整監	堀之内毅君
総務課長	橋口洋平君	財産管理課長	田上哲夫君
税務課長	西田正志君	隼人地域振興課長	東中道誠君
企画政策課長	永山正一郎君	商工振興課長	谷口隆幸君
建設政策課長	川路和幸君	建設施設管理課長	仮屋園修君
水道管理課長	浮邊文弘君	都市計画課課長補佐	小松弘明君
税務課主幹	山元幸治君	商工振興課主幹	梶敏行君
建設政策課主幹	笛田純一君	建設施設管理課主幹	山元辰実君
都市計画課主幹	三島由起博君	建設施設管理課公園管理Gパブリック	桑幡孝志君
都市計画課都市計画Gパブリック	深迫康幸君	建設政策課政策G主査	米元利貴君
商工振興課商工観光政策G主事	宮之原優聖君		

- 6 本委員会に出席した請願者及び陳情者は次のとおりである。

（請願第1号） 西真弓君

（陳情第2号） 霧島市商工会会長 中村博美君

霧島市商工会事務局長 宮内宏文君

7 本委員会に出席した紹介議員は次のとおりである。

山 口 仁 美 君

8 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原 田 美 朗 君

9 本委員会の付託案件は次のとおりである。

請願第1号 牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書

陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情書

陳情第2号 霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月12日の本会議で本委員会に付託になりました請願1件及び陳情2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 請願第1号 牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書

○委員長（池田綱雄君）

まず、請願第1号、牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書について、審査いたします。請願内容について説明をお願いします。

○請願者（西 真弓君）

牧園に住む西と言います。今回、このような請願書を提出させていただきましたのは、牧園町には遊具や公衆トイレが設置された地域住民にとって使いやすい公園がありません。地域においては合併以前から公園設置の要望があったと聞きますが、特に近年の子供たちにおいては、学校や地域における危機管理意識の高まりから、自然環境だけでなく、放課後や祝日、休日の校庭利用も制限されたりと、実質、安心して遊べる遊び場がない状態となっています。公園を利用したいときは、親の空いた時間を使い、国分隼人近辺や公園のある地域まで行って運動をしたり、子供を遊ばせているのが現状です。適正な遊具や設備のある公園は、子供の心身の発達を促すために必要なもので

す。また、公園は地域の子供だけでなく、高齢者や地域住民の健康づくりの場として利用もできるものであれば、地域交流の場ともなります。今回、お配りしてはいたないんですけれども、どんな公園にしたいかということについて、地元の方たちとも、お話をしてきました。適度な遊具と広場があり、子供たちの簡単なボール遊びや走り回ることができるもの。周辺住民や子供たちの運動交流、憩いの場となる。子供から年配の方たちの関わりが生まれる。また、霧島市内外から遊びに来た人たちも気兼ねなく使える公園。防犯の観点から周辺の道路や住宅から良く見える場所にあり、明るく安心して利用できる公園。よく見える場所にあり、地域の元気の象徴となればうれしい。土山や置石や木などの自然物を利用した地形がある。子供を泥んこになって遊ばせたい。年配の方々の軽い運動やウォーキングにも使えたらいい。木陰などがあり、赤ちゃんを連れのお母さんたちも使いやすい。自然とママ達同士の交流ができる。周辺の川辺で水遊びや河川を散歩できる公園もよい。地域の行事、十五夜やマルシェなどがしたい。遠足や子ども会での活用。多目的トイレの設置。近辺には身障者用のトイレが週末に使える場所がないので、このようなトイレも設置してほしい。ということが、地域の方々から声が上がっています。公園が出来たら、こんなことが出来たらいいなということも上がってきました。遊びから学べる体験型のワークショップ。子供と大人と一緒に自分たちで竹や木を使って遊具を作ったり、水辺があれば河川での安全を知るような川遊びなど、いろいろな体験をすることができる。親子が中心の教室を開催して、お母さん同士の交流も生まれる。イベントでの活用。市民が中心となり自主的に開催するイベントの場として活用できるのではないかな。夢のある公園、みんなの場所をみんなで育てる。子供たちに夢の公園の絵を書いてもらったり、大人も子供も参加して、公園を造る、育てる。こんなことがしたい。こんな遊具で遊びたいなど、こんな公園ができたらいいなという声が上がりました。子供たちや地域住民の多種多様な出会いや交流の場として、防災拠点として、観光客が牧園を散策するための拠点として、ぜひ、牧園地区にも公園の整備をよろしく願います。

○紹介議員（山口仁美君）

一般質問でも申し上げましたとおり、子供たちの遊び場というものは、我々、大人が思うようよりも、ずっと大切かつ必要なものであるというふうに考えます。一般質問のときに数字を出していただいたとおり、子供の体力低下の状況というのが、数字としてしっかり表れてきている状況ですので、私たち大人というのは、未来を担う子供たちのために、しっかりとした発達のための環境というものを整える義務があるというふうに考えております。特に、この霧島市において、健やかな子供たちの発達のために、早急に何らか手を打つことが必要と考えている地区を霧島地区、そして牧園地区だというふうに考えております。今回は、地元の方々から公園の要望の署名活動をする用意があるということで相談を頂いたこともあり、請願という形をお願いするに至っております。背景を少しお話しいたしますと、幼児期運動指針というものが文部科学省から出ておりますが、6歳までに大人の約8割程度まで神経が発達すると言われております。この幼児期にしっかりした運動することそのものが、小学校に入ってから、そして大人になってからのしっかりした体につながって

いきます。スポーツ庁の子供の体力向上ホームページというのがございますが、こちらによりますと、最近の子供は靴の紐を結べないとか、スキップが出来ないとか、私たち大人が子供のときには考えられなかったほど、体力が低下しているようです。この子供の体力の低下というのは、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加、それからストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念されております。それは社会全体の活力が失われるということにも発展しかねないというふうに警鐘を鳴らしております。先ほど申しましたとおり、現在、霧島市で子供のための遊ぶ場所がない場所というのが霧島地区と牧園地区にあるんですけれども、この中で、なぜ牧園地区を先に取り上げたかと申しますと、もう一つありまして、公園当たりの子供の数を、この前、表でお示したかと思うんですが、国分、隼人それから横川、福山といった地域は、距離の大小はあるかと思うんですけれども、150人程度に対して一つという数字が出ております。それに対して、牧園地区が278人に一つ、霧島地区が398人に一つということで、大変少ない状況になっていきます。なおかつ、遊具がない公園若しくは遊びというのが非常に多くて、例えば、現在の遊び場事情を説明いたしますと、都市公園はポケットパークが一つ、こちらは防災を目的とした公園なので、遊具は一つもありません。和気公園も遊具がありません。運動公園は、みやまの森運動公園チビッコ広場、石坂グラウンドと二つあるんですが、ここは運動場ですので、ボール遊び等はできるんですけれども、例えば登るとか降りるとか、そういったことをするような遊具はございません。小学校についても、各学校に電話をして聴いてみたんですけれども、小学校におきましても許可した団体、要するに責任者がいる団体へは希望があれば開放しているのですが、いつでもどの年代の子供でも自由に遊ぶことというのは、歓迎はしていない状況のようです。また旧牧園町域を子育て事情でお話ししますと、幼稚園が一つ、認定こども園が一つ、保育園が四つ、子育て支援センターとしましては第一、第三水曜日が高千穂地区公民館、第二、第四水曜日が牧園農村活性化センターということで、どこかに所属をしないと、他のママ友達を作ることであったり、偶然会って遊ぶということが非常に難しい。国分隼人であれば、どこかに行けば子供がいて遊ぶ。誰かと知り合うということができるようなんですけれども、このエリアにおいては、大変難しいエリアになっております。こういったことから自然と一緒に集まって遊ぶという本当に地味な願いだと思っておりますけれども、これをするためにも、公園、遊び場の環境整備というものを、ぜひ性急にやっていただきたいということで、請願に紹介議員として名前を書かせていただきました。最後に、なぜ宿窪田付近なのかということなんですが、まず、人や車の往来があり、大人の目が届く場所であることが大事かなと思います。警察のかけはしというメールがあるんですが、毎週のように不審者の情報が来ます。なので、大人の目が届かない所で子供だけ遊ぶというのは大変怖いことです。大人の目が届く場所であることは大事かなと思います。それから、利便性で考えたときに、子供や保護者の生活ルートから外れないということが大事かなと思います。そして、学校やその他の生活関連施設等が、できれば近いほうが1日60分の運動というのがしやすくなるのかなと思います。宿窪田付近におきましては、観光地等のルート上でもあり、新しい庁舎の周辺地域であれば、ある程度の人集まりというのが見込

めるのではないかということ、それから子供たちが、今後、外に出て、また牧園に帰ってきたいなという思いを持つためには、地域の方々と触れる機会をもっと増やさないといけないなと思っています。このようなことから牧園地区で子育て世代が安心して子育てするために、適度な広さや遊具を備えた公園が必要だというふうに考えております。議員諸兄の御賛同をお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

宿窪田辺りに造ってほしいということですが、いつくらいからこのお考えをお持ちでしたか。

○請願者（西 真弓君）

私は、子供が4人いて、長男が今小学校6年生なんですけれども、幼稚園に上がる前から、近くに公園があればいいなとは思っていたんですが、ないので、横川とか溝辺のほうの支援センターを利用して、ママ友達を作るようなことをしていました。その子供が産まれたときから、近くに公園があったら、ちょっと遊びに行き、午後はお昼寝をさせてということができたらいいなと思ったんですけれども、やはり距離があるので、その間に子供が寝てしまって、結局、午後も起きているということで、自分の家事ができないというような状況もあったので、長男が生まれたときから、自分の中では考えはありました。幼稚園に入るようになって、他のママさんたちとも話をするようになったら、「休日に一緒に遊ぶ公園があったらいいよね」と言っていて、ポケットパークが出来たんですけれども、結局、遊具も何もない防災の公園だったので、遊びに行くときは時間を合わせて、国分隼人のほうのどこに集合というようなことでした。ですので、近くにあればもっと行きやすいのという考えを、ずっと私は持っていました。

○副委員長（厚地 覺君）

確かに、例え児童が一人であっても、公園の設置は大事なことと思います。この問題も合併前からいろいろ計画がありました。しかしながら、まちづくり計画書にも取り上げられなかったという経緯がありました。なぜかという、近くにみやまの森運動公園があるんじゃないかと。これもチビッコ広場とか、大人に対しては会議室やトレーニングルームなど、いろいろと設置してあります。こういう関係で必要性はないんだと。そして合併後、霧島中央公園構想が持ち上がりまして、当初は27haを活用して、広大な公園を造るんだという前田前市長の意気込みがあったわけですが、それも立ち消えになって、平成25年の3月に、緑の基本計画という中に一環で取り上げています。これもトップが代わって、今後、どうなるか分からないですが、あの広大な27haという土地をどう生かすかということは、牧園の住民あるいは霧島市民の願いの場でもありますので、これだけは何とかして取り上げていきたいと思っております。そこで伺いますけれども、この問題に対しては牧園小学校近辺の宿窪田地区を考えていらっしゃるのか、それとも牧園全体を考えた提案であるかお伺いします。

○請願者（西 真弓君）

今のところ牧園小学校付近を考えております。なぜなら、観光の方が通る交通量も多いし、総合支所も近くにあるという点、やはりそこら辺が一番活用しやすいのではないかと、人の目も届きやすいのではないかとこのことがあります。みやまの森運動公園チビッコ広場などは、道路から奥に入っております、場所はあっても、そこまで行って遊ぶ子がいるかという点、人の目も届きにくい、子供たちだけで行かせると、犯罪に巻き込まれる危険性や大人の目が届かないところであると、ちょっと不安があるということで、できれば牧園付近にということが第1希望ではありますけれども、そこは、私たちが考えているようにはならないということも頭には入っています。第1希望は牧園小学校付近です。

○副委員長（厚地 覺君）

牧園小学校近辺で公園などの遊び場を求めている子供たちの数を押さえていますか。牧園宿窪田地域で0歳児が5人、1歳児が5人、2歳児がゼロ、3歳児が6人、4歳児が5人、5歳児が11人、6歳児が6人で計38名です。そして1年生から3年生ままでが37人、4年生から6年生が33名という数字です。それと総合支所の下の方に牧園中央団地があって、ここに遊具施設があるんですが、御存じですか。ところが、ここも子育てが終わったものですから、全然利用されていないんです。そして、管理は団地の管理組合でやるんだそうですけれども、草が凄いです。そしてまた別に、鹿児島銀行の裏に公園があって、ここはブランコか何かでトラブルがあって、「なぜ、こんなものを設置したんだ。だれが責任を取るんだ」ということが問題になり、撤去したそうです。それとグリーンビレッジ牧園小谷住宅ですが、ここは育成会でやっているんですけれども、きれいに手入れしてあります。こういう状況が続くので、公園は造らないでほしいと。そうでないと誰が手入れをするんだと。事故が起こったら誰が責任を取るんだという問題が生じているので、なかなか難しいところがあります。確かに私も公園の設置は認めます。例えば、グリーンビレッジ牧園小谷住宅の場合も、あそこにもどうしても造ってくれということで走り回ったら、当時の地区長が「とんでもないことだ。事故が起きたら、だれが責任を取るんだ」と私は食って掛られたことがあります。地元のPTAの方々が丸く収めて、やっとその施設を造ってもらえたんですけれども、設置をしても、管理などの後の問題があることを、御理解いただきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

公園を造ってほしいという趣旨は、私も賛同して、この前、霧島地区の公園を取り上げたんですけれども、西さんは住所が万膳になっていますよね。万膳と宿窪田は結構離れているわけですが、宿窪田を選ばれた理由は为什么呢。

○請願者（西 真弓君）

牧園の中でも一番人が集まる場所が、牧園小学校付近、あそこには総合支所もあるし、コンビニエンスストアや金融機関などの人が集まるような店舗等が多くあります。自分が住んでいる万膳のほうだと、人の行き来がほぼないという状況ですし、自分の住んでいる地区の小学校の近くにでき

るということが一番有り難いんですけども、万膳のほうに出来たからといって、子供が集まるかという、集まる見込みもないだろうし、中津川のママさんとか、高千穂のほうのママさんとかも話をしたんですけども、できれば自分の住んでいる地域に公園があるに越したことはないけれども、牧園全体で考えたときに、車で10分掛かるのと、三、四十分掛けていくのでは全然違うので、気軽に行つてすぐに帰つてこれる距離に公園ができればいいねという話をしました。私もそのような意見であるし、人目がきちんとある場所がいいということで、もう一人の請願者の杉川さんにも連名で、このような形で提出いたしました。

○委員（木野田誠君）

公園が出来た暁には、公園のにぎわいと人の交流の多さを期待して宿窪田に希望したと受け取つていいですか。

○請願者（西 真弓君）

そのように受け取つていただいて大丈夫です。付け加えると、観光客が空港のほうから霧島の温泉街行くときには、宿窪田のほうを通るので、そういう方たちやお子さん連れの方が、ちょっと休憩をするときに、自由に入りやすい公園などがあると助かるよなという声を、杉川さんが経営しているきりん商店のほうで聴いたので、なるほどということで納得して、そのことも踏まえてのことです。

○委員（松枝正浩君）

宿窪田をお示しなんですが、観光道路を上がっていきますと、指定管理に出している国民休養地という広大な所があるんですけども、その中に例えば一部に遊具を設置をして、広い土地の中で遊べるというようなことはお考えにはなられてないですか。公園整備には、かなりの事業費が掛かるということで、いろいろ整備する中で見てきてはいるんですけども、そういうことで、例えば遊具を設置すれば遊べる。そしてトイレも施設になっていますので当然あるということで、監視人もいるということで、目も届きやすいということがあるんですけど、宿窪田ではなくて、そのような別な箇所で、一部遊具を導入して整備するというようなことはお考えにはならないでしょうか。

○請願者（西 真弓君）

私個人の意見は、牧園に出来てくれればうれしいです。ただ、身障者用のトイレが牧園には限られた場所しかなくて、霧島温泉駅の身障者用トイレは、土日、祝日は利用はできるけれども、そこであると、ちょっと外れてしまうということもあるし、空港から霧島温泉のほうに行く中間地点となると、やはり宿窪田がベストなのかなとは思っています

○委員（植山利博君）

請願に署名を添えてとありますが、何名くらいいらっしゃったのか確認をさせていただきます。

○請願者（西 真弓君）

約900人が目標だったんですけども、そこまではちょっと届きませんでした。

○委員（植山利博君）

その賛同者900名の方の共通認識が、この請願書に込められているという理解でよろしいですか。

○請願者（西 真弓君）

署名を頂く際には、こういうふうに考えていますという請願内容と一緒に、私たちの思いを伝えて署名を頂いてきました。

○委員（植山利博君）

先ほど説明があった公園の構想に、私は個人的には非常に矛盾があるよう感じがします。公園は、児童公園とか、いろいろな目的の公園があります。先ほどは市外からも多くの観光客が来て利用できるような公園という表現もされました。そうなるまったく相容れない公園になってしまうんです。例えば、先ほどからあるように、みやまの森公園とか横川の丸岡公園とか上床公園とか城山公園などは、駐車スペースもかなりのスペースを造って、市外からの観光客など、交流人口を増やすというような目的もあって造っているわけですけど、先ほどから聴いていると、住まいが近くにあって、歩いて行けて児童が遊べるような公園ということになると、コンビネーション遊具などがある児童公園というようなものを想定されているのと、非常に広大な公園を想定されているのが混同しているような気がするんですけども、具体的にはどういう公園を想定していますか。

○請願者（西 真弓君）

私の中では、今のところ、児童公園とか防災公園という区切りは、そこまで考えていませんでした。とにかく子供を遊ばせて、地域の交流ができる。他の牧園の住民が来るにしても、駐車場などの設備がないと。歩いて行ける距離の子供たちにプラスで万膳の子供たちも行きたいと思うので、広大な公園と言われましたけれども、そこまでなくても、ちょっとした駐車場設備と遊具が設置されているような今言われた児童公園を、私は思い浮かべていたので、その防災公園とか観光客を取り込むためのくくりでは考えていません。

○委員（植山利博君）

現実に公園を造る場合は、どういう公園かということ、まず決めて造る。児童公園は、本来は駐車場をほとんど設置しないんです。都市公園とか区画整理地域内の公園は、法律で造ることが義務付けられています。そういう公園には本来は駐車場はない。近所の子供たちを連れて歩いて行って、近所の方が子供を遊ばせる。だから、目的によって造り方が全然違うわけです。公園整備は法律で公園の作り方が規定されています。また、財源の問題もあるわけです。先ほど隼人国分に公園が余りにも多いとおっしゃいました。これは合併前から都市計画税という、その目的のための目的税を市民の皆様から税金として受け入れてきていますので、それできちっと計画的に整備をしなければならないということになるわけですけども、その辺のところを、この賛同者の方々がお互いに共通認識を持っていらっしゃるのかどうか、その辺が少し疑問であったので、そこまで分かっているかどうかというお尋ねですが、いかがですか。

○請願者（西 真弓君）

先ほど申したとおり、署名をもらう際に、子供を自由に遊ばせる公園がないということで、お話

をして署名を頂いているので、署名をくださった皆さんは、そこを考慮して署名してくださっていると思います。ですので、署名をくださった皆さんの共通認識かと言われると、児童公園とか観光の公園のかという点では、きちんと署名は頂けていないのかなと思います。ただ、牧園に公園があって、そこで子供を遊ばせて、世代間交流もできたらいいなという意味では、共通認識だと思います。

○委員（植山利博君）

お母様方の子供と一緒に遊べる施設が近くにあればいいという思いは、私も十分、分かります。願わくば、霧島市内全域にそういう施設があればいいという思いは私も持っています。私にも2歳半と生まれたての孫がいますので、一緒に公園で遊べたらいいなという思いがありますけれども、やはり財源が伴うことで、まんべんなく霧島市内に造るということは厳しい状況にあって、計画的に一つずつ造っていくということになるかと思っています。それと、今回は請願という形で出されています。陳情という方法もあるんですけども、請願に出された思いというのは、どういうことでしょうか。

○請願者（西 真弓君）

市町村合併のときにも、話が何度か上がってきているというお話を聴いていて、何度も話が上がっているけれども、財源の問題なのか分かりませんが、実行に移されていないということだったので、陳情より一段階上の請願という形を取らせていただきました。

○委員（植山利博君）

請願という形で出されたということで、一つ上のという認識のようではありますが、我々議会は、それを採択するか採択しないかの二つしかないわけです。請願と陳情の取扱いは、窓口は事務局で一緒なんですけれど、請願は議会に相当重たい責任が課されているわけです。一旦採択すれば、実現のためには継続して、その請願の実現に向けて実現するまで、議会がたゆまぬ努力と責任を持たなければならないというような形なんです。質疑にはならないかもしれませんが、議会は予算を付ける権能はないんです。ただ、請願を採択すると、そこまで踏み込んで実現のために努力をし続けなきゃならないという法的な縛りもあるものですから、そこらを承知の上で出されたのかなという思いがあったので、お尋ねをいたしました。

○委員（蔵原 勇君）

必要性は極めて大事なことかなと思うんですが、牧園宿窪田付近とは、どの辺りを想定していますか。

○請願者（西 真弓君）

新しい庁舎が出来るということで、そこに一緒に造るか、若しくは向かい側に物産館的なものも建設されています。人が行きやすいという点では、その辺りに造っていただくと有り難いなと思います。

○委員（蔵原 勇君）

どこだと想定はまだされていないのですね。

○副委員長（厚地 覺君）

参考までに申し上げます。霧島市の都市公園が55、普通公園が85ありますけれども、特に国分で普通公園と都市公園を合わせて67か所。隼人だけで57か所。牧園は2か所なんです。ですから、先ほど植山委員が言われましたように、請願となると、いろいろ問題もありますし、みやまの森運動公園あるいは国民休養地、ここも連休等は何百人という人数が集まるんですけど、子供連れの方がいますが、遊具がないんです。だから、とりあえずは、このどこか1か所に造るというような考えも私は持っております。そして、牧園においては中山間地域が多く、車で行かないと歩いて行ける範囲内でないわけですから、その辺も考慮していただきたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、請願者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後10時43分」

「再開 午後10時46分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、請願第1号を審査いたします。請願第1号に対する執行部の見解の説明をお願いします。

○建設部長（島内拓郎君）

請願第1号、牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書について、見解を申し上げます。現在、市で管理している牧園地区の公園は、都市公園の竜石ゾーンポケットパーク（高千穂地内）1箇所と、普通公園の和気公園1箇所であり、請願書にあります牧園町宿窪田の牧園小学校付近には都市公園、普通公園は整備されておりましたが、当該地域内を流れる石坂川の踊大橋の下流には、平成8年から11年に掛けて県のリバーフロント事業で親水公園が整備されており、また、同公園を挟むように住宅地開発がなされており、左岸側の牧園中央団地内には開発行為により公園が整備され、ブランコ等の遊具が、一方、右岸側の市有地内には滑り台1基が、それぞれ設置され、地元の自治会で管理が行われております。本市の公園は、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現することを目的とした「霧島市緑の基本計画」を平成25年3月に策定し、その中で牧園地区においては農業大学校建物跡地に緑地や広場の整備が位置づけられているところであります。したがって、請願の内容については十分理解するものでありますが、本基本計画に位置づけられるような公園の整備については、困難であると考えております。しかしながら、他地域においても身近な遊び場の必要性が求められていることから、一定のスペースを活用した広場や遊具の設置できるポケットパーク的な整備ができないものか、それぞれの地域の実情などを考慮し、検討する必要があると考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

霧島市緑の基本計画を平成25年3月に策定して、牧園地区においては農業大学校建設跡地に緑地や広場の整備が位置づけられるというふうにあります。今後、国体で使われていくんですけど、国体の整備等において、広場、公園等を造っていくというようなお考えがあるのか、教えてください。

○建設部長（島内拓郎君）

農大跡地につきましては、国体の馬術競技、和牛共進会があります。そのときになると、ある程度整備がされると思いますので、その分については未定でございますが、そういう平面を使って、いろいろなことができると考えております。

○委員（植山利博君）

請願者の陳述を聴いていますと、子供たちが近くで遊べるような遊具を備えた公園を整備してほしいということが主体だったと、私は感じました。そこで今の部長の答弁の最後のほうで、遊具の設置できるポケットパークなどを、市内全域で今後は考えていきたいということですが、公園整備について、昨年は2億6,000万円程度の予算がついていたと思うんですが、今年は1億円ちょっとしかついてないと思っているんですが、この公園整備の予算内で、これらのことも進めるという理解でいいですか。

○建設部長（島内拓郎君）

今回の件につきましては、牧園小学校の付近、総合支所が建設される予定もございますので、ポケットパークとかが併設できるのか、その辺りまで考えていきたいと思っています。

○委員（植山利博君）

大々的な公園は別として、今度の総合支所の敷地の近辺若しくは中に、子供たちが遊べるようなコンビネーション遊具などを備えたスペースを造る計画はあると。そういう方向性を検討したいということで理解していいんですね。

○建設部長（島内拓郎君）

本格的に決まったことではございませんので、スペースもあっていろいろ検討できるんじゃないかなど、そのようなことではございます。

○委員（植山利博君）

予算の流れですが、去年は2億6,600万円で、今年は1億400万円くらいしかないんですが、これは、今年は建設予定が半分ぐらいだったという理解でいいですか。

○建設部長（島内拓郎君）

上小川のコミュニティ広場が終ったことと、今年、補正予算で認めていただきました溝辺の区画整理の中の公園がなくなったということです。予算につきましては、例えば総合支所の敷地内に造

るのであれば、いろいろな課での予算の組み方があると思います。それは建設部に限ったことではないと思っています。

○委員（植山利博君）

霧島市内で都市公園が55、普通公園が85とお聴きしました。このほとんどが隼人国分に存在するというようなことですが、この背景はどのように考えていらっしゃいますか。

○建設部長（島内拓郎君）

都市計画区域内の用途地域に造っている公園がほとんどでございます。

○委員（植山利博君）

その財源はどうなっていますか。

○建設部長（島内拓郎君）

今ある公園つきましてほとんど単費の公園になっており、原資としては都市計画税を充てております。

○委員（植山利博君）

現在、都市計画税を徴収しているのはどこですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

現在、用途地域が張ってある国分、隼人、溝辺地域になります。

○委員（植山利博君）

私はこれまでも、周辺部の福山、横川、牧園、霧島に児童公園などが非常に少ないと。ですので、例えば、庁舎、総合支所の周辺とか、駅の周辺とか、その一部については、用途地域を設けて、都市計画税を課税する所は課税して、そしてまちづくりの整備を積極的に進めるべきではないかということ、再三言ってきたわけですが、新たな負担を求めるといのは、首長にとっても、議会にとっても大変厳しいことだと承知をしております。周辺部が人口減の中で、今後、さらに様々な整備をしなければならないという状況の中で、その辺のところ考慮する必要があると思うんですけど、いかがですか。

○建設部長（島内拓郎君）

都市計画区域外でも農村公園とか、そういう手法でする公園もございますので、都市計画決定という話しは、今のところ私は考えておりません。

○委員（木野田誠君）

例えば中山間地域に移住とか転居とかを進める中で、公園もない所で子育てができないですよというような意見が、現実的に我々の耳にも入ってくるわけです。そういう状況でありますから、請願者も言っておられましたけれども、子供を遊ばせる公園そのものは、国分隼人の都市部だけではなくて、都市計画に入っていない中山間地域の公園のない所の一つの叫びみたいなものですから、制度はいろいろあるかと思いますが、いい方向で考えていただきたいと思います。そこで質問しますが、平成8年から11年に掛けて県のリバーフロント事業で親水公園が整備されてお

ますとありますけれども、あそこに行ってみますと非常にいい場所だなと我々も思います。例えばこういう所に遊具を設けようと思った場合、県の事業ですが、そういうところに、市も手を付けられるんですか。

○建設部長（島内拓郎君）

遊具の設置とかは、占用許可の手続をすればできると思っております。

○副委員長（厚地 覺君）

このリバーフロント事業の所ですけれども、ブランコなどの遊具も設置されているんです。中央公園管理組合規約というのがあるんです。管理組合でやるようになって、市はノータッチなんです。子育てが終われば全然関わり合わないんです。その辺も考慮して、みやまの森運動公園のチビッコ広場もあるわけです。そこに設置するか、あるいは国民休養地内に設置するか、二、三百万円もあれば終わるわけですから、その辺の考えはないですか。

○建設部長（島内拓郎君）

今の市の考え方としては、いわゆる空地、広場とかそういう所に遊具とかを設置していこうかなという検討に入っております。

○委員（有村隆志君）

ポケットパーク的な整備ができないものか、それぞれの地域の実情などを考慮し、検討する必要があるということでございます。まず、こういった公園に設置した遊具の管理費は、都市計画税を使って修理するんですか。

○建設部長（島内拓郎君）

管理は、市のほうで点検と修繕を行っています。

○委員（有村隆志君）

それは都市計画税を使ってやるということですか。

○建設部長（島内拓郎君）

一般財源です。

○委員（有村隆志君）

今回は牧園のほうでということですが、下場のほうでも子供さんたちが相当増えてまいりました。公園が近くにあって、行っても子供さんがいっぱいだという現実があります。そこで管理のことを聞いたのは、しっかりとした財源を基にして管理すべきだというふうに思うので、今後、都市計画法の中では、違う地域に造ってもいいよと大きく書いてあるので、用途を張る所を増やしても、子供たちにしっかりと手当てするようにするためには、そこらを踏まえて、今後、そこまで検討される考えがありますか。

○建設部長（島内拓郎君）

都市計画区域決定というのは、住民の方々の理解とかが必要になってきますので、まずは、小さな公園の整備のほうに向かっていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

請願者からも、牧園は278人に対して1か所、霧島が398人に対して1か所の公園があるというような説明があったわけですがけれども、改めてお尋ねをしますけれども、霧島市の公園をそれぞれの地域別で、人口何人あたりに何箇所というような把握をされていますか。

○建設部長（島内拓郎君）

全体的には、都市公園としての位置付けでしか出ておりません。その内容と致しましては、都市計画公園につきましては、一人当たり15㎡、目標として17㎡ということになっております。

○委員（植山利博君）

私が聴きたいのは、周辺部の方々にしてみれば、隼人国分だけ公園がたくさんあって、何でないんだという意識があると思うんです。我々もそういう感覚を持ちやすいです。だから、ちゃんと説明する場合も、例えば、周辺部の横川の地域は一人当たり何㎡あって、隼人は一人当たり何㎡、国分は何㎡という説明をしないと、理解を得られないと思うんです。どういう状況なのか、そこは把握されていないということですか。

○建設部長（島内拓郎君）

地図の中に公園を全て落してありますけれども、国分隼人については、密に公園があります。中山間地域については、ほとんどな公園がないということは認識しております。

○委員（植山利博君）

大変な作業かもしれないですがけれども、国分隼人は人口集中しているわけです。そういう観点でいけば、1人当たりに対して何㎡が現実に存在するんだということは、私は把握するべきだろうと思うんです。大変でしょうけれども、そういう把握はしておいていただきたい。我々も住民の皆様こういう状況ですと説明できます。例えば公営住宅を造るときは、公営住宅の中に必ず公園を造って、こういう遊具を設置しなければならないという縛りがありますよね。区画整理をするときも、3%ですか、公園面積が必要だという縛りがあるわけです。だから今おっしゃったように、緑の基本計画でも、市民一人当たりこれだけ公園面積は確保したいという目標は作っていらっしゃるわけですから、では、現実にどうなんだということを把握しておくべきということを求めておきたいと思います。いかがですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

都市公園が現在59か所あります。55は緑の基本計画の数値で、現在は都市公園が59か所、普通公園が91か所ありまして、合計で150か所あります。それを平成30年6月1日現在の各地区の人口で割りますと、国分地区におきましては73か所ありまして820人に1か所、溝辺が1か所しかありませんで、約8,000人に対して1か所、横川が3か所ありまして、人口が4,071人で1,360人に1か所、牧園が2か所ありますので、人口が6,621人です。約3,300人に1か所、それから霧島地区においては、1か所で人口4,640人ですので、約4,600に対して1か所、隼人地区におきましては60か所ありまして、人口が3万8,370人ですので、640人に対して1か所、福山地区は10か所ありまして、人口が約

5,000人で500人に1か所となっております。

○委員（植山利博君）

今、何人に対して1か所というのは出していただきました。私が先ほど言ったのは、1人当たり
に何㎡あるかと。その辺の把握ができれば把握をしておいてください。

○委員（愛甲信雄君）

横川に3か所といわれましたが、どこですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

3か所を申し上げます。都市公園では丸岡公園、朝日公園になります。普通公園としまして大隅
横川駅平和公園の3か所となっております。

○委員（愛甲信雄君）

この都市公園ですが、丸岡公園は分かるんですが、朝日公園というのは、実際、その市民の方々
が利用されているような公園ですか。

○建設部長（島内拓郎君）

地形的に山の中にありまして、今のところは人が使用している状況はないですが、同じ都市公園
ですので、検討のほうを進めていきたいと思っています。

○委員（愛甲信雄君）

都市公園が59、普通公園が91と言われましたが、実際、機能しているのか機能していないという
ことも、精査するべきではないのでしょうか。

○委員（木野田誠君）

霧島も1か箇所あるんですが、多分、緑の村だと思うんですが、間違いはないですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

普通公園として、永水農山村公園になります。

○委員（木野田誠君）

永水農山村公園というのは、私も初めて聴いたんですが、多分、百笑館の所の広場だけのことだ
と思うんです。公園として造ったつもりではなく、広場で造ったんですけれども。要は、ここで問
題になっているのは、子供が遊べる遊具がある公園を言っているわけですから、何千人に1か所と
か、何百人に1か所とか、こういう数字を言われても、ちょっと参考にならないと思うんです。そ
の辺もできたら調べていただけたらいいかなと思います。

○委員長（池田綱雄君）

資料は後で出してもらえますか。

○建設部長（島内拓郎君）

整理してお出しします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 11 時 13 分」

「再開 午後 11 時 17 分」

△ 陳情第 2 号 霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第 2 号、霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書について、審査いたします。陳情内容について説明をお願いします。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についてということで、陳情書に記載のとおりでございます。霧島市商工会の業務等について、議会皆様方の御理解と御協力を頂いておりますことに、御礼を申し上げます。私たち霧島市商工会は合併をしまして 11 年目ということで、全ては会員のためにをモットーに取り組んでおります。会員の様々な相談に応えるべく日常の業務を行っているところでございますが、議員の皆様方も御承知のとおり、隼人本所の手狭な問題が非常に深刻でございます。会員が商工会にいろいろな相談に来られるのは、経営相談であったり、金融の相談であったり、非常に困った状態での相談が多いわけでございます。儲かってしょうがないという相談は余りありません。余り人に聴かれたくないような様々な相談が多いわけです。旧隼人町時代では、なんとかやってこれた業務内容も、今、範囲が非常に広がって、相談に来られたときに、その相談内容がプライバシーを保てるような状況ではないと。ということは、相談室もないわけです。このように会員が来られたときに、隣で非常に微妙な話もしなければいけないという厳しい状況が毎日あります。場合によっては、本当に人に聞かれたらと困ると。入ってきた瞬間、「誰さんがいるから、出直してこようかな」というような場面も日常的に見られます。したがって、会館の拡張あるいは建て直し等についての検討をしてはきたんですが、いかんせん、商工会というのは収益事業を法律ですることができない団体でございます。財源等についても、非常に切迫した財源で日常の業務を行っております。したがって、新しく建て直すということは財源的な問題で不可能な問題ということで、お隣にある土地開発公社が解散をされるということを目にしたこともありまして、隣にあれば両方で使えると、まず考えたところでございます。それと合わせまして、隼人庁舎にあった教育委員会が本庁別館に移動されたということで、隼人庁舎のほう空きスペースが出来たということを考えてときに、どちらかをかわせていただくことはできないものだろうか。相談にのっていただけないだろうかということで、今回の陳情書を議会と市長あてで提

出したところでございます。霧島市は合併してから12年がたったわけですが、国分隼人地区の中心部はそんなに疲弊感はないのですが、周辺部の人口減による商工業の疲弊というのは、大変深刻なものがございます。市がバランスのとれた発展をするためには、その周辺の商店街にも目を配り、気を配りながら、それぞれの地域の商店の火を絶対に消すことのないように様々な相談に乗っていくことが、我々の商工会の責務だというふうに思っており、役職員一丸となって取り組んでいるところでございます。他の商工会は会員数が減っているのですが、役職員一丸となって会員減を防ぐように一生懸命取り組んでおります。賀詞懇談会あるいは総会等にも議員の皆様方にお越しいただいているわけですが、大変たくさんの方に出席を頂いて、霧島市商工会は鹿児島県では一番の実績内容を誇っておりますので、更にこの会員のために相談に乗っていくためにも、ぜひ事務所の使用については、可能であれば、隼人庁舎が広々しているし、御高齢の方や足の悪い方もいらっしゃいますので、エレベーターもある隼人庁舎のフロアを使用させていただくように、議員の皆様方にも何卒お力添えをお願いしたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

この陳情書では、開発公社が今入っている場所か隼人庁舎の教育委員会が入っていた場所のいずれかをという表現になっています。今、会長のお話を聴くと、できれば隼人庁舎のほうがベターだというふうに聴こえたんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

一応、2か所を書いていますけれども、使い勝手を考えましたら、できれば隼人庁舎の2階をお貸しいただければ、大変有り難いなと考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

商工会の隼人本所と隼人庁舎の2階の2か所に分かれて業務を遂行していこうということで理解していいですか。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

今の隼人本所の全ての業務を隼人庁舎に移動しまして、今の商工会の建物については、2階は広い会議室があり、1階は小会議室がありますので、商工会で使うし、地域の方にも使っていただけるような、そういう活用方法に変えていきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

現在も、商工会の2階の会議室とか1階の和室とかは、地域の会合であったり、商工会以外の方にも使っていただいているという理解でよろしいですか。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

そのとおりでございます。

○委員（蔵原 勇君）

なぜ、いまになったのですか。

○陳情者（霧島市商工会会長 中村博美君）

その点については、誠に申し訳ない気持ちでございます。この問題については早くに手を打つべきだということで、ずっと考えてはきたんですが、いかんせん先立つものがないと。新たにこれを建てなおすにはどうすればいいだろうかと。あと耐震の処置もしていませんし、早く何とかしないといけないということは、ずっと考えてきたところでございます。そこで、教育委員会が本庁別館のほうに移動されたという、このタイミングをとらえまして、今回の陳情に至ったというところで御理解いただければ有り難いと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後11時28分」

「再開 午後11時31分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、陳情第2号を審査いたします。陳情第2号に対する執行部の見解の説明をお願いします。

○商工観光部長（池田洋一君）

陳情第2号、霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用については、関係課が同席しておりますので、それぞれご説明申し上げます。

○総務部長（新町 貴君）

隼人市民サービスセンターにつきましては、平成29年第1回霧島市議会定例会の施政方針において、市長から「平成29年5月に教育委員会が国分庁舎へ移転することから、上下水道部の移転配置を中心に、現在、その有効活用を検討しているところであり、併せて周辺施設の利活用についても協議を行っており、その方向性をお示ししたい」との旨が示されました。その後、平成29年9月議会の一般質問において、総務部長から「平成29年5月に教育委員会及び選挙管理委員会が本庁舎へ移転したことから、現在、隼人市民サービスセンターの空きスペースの有効活用対策を検討しているところであり、上下水道部の移転配置も優先して検討すべき重要な選択肢の一つであると認識しているので、今後とも関係部局との協議を行いたいと考えている。上下水道部の隼人市民サービスセンターへの移転も一つの選択肢である」と答弁しております。このようなことから、本市では、昭和49年度に建築され、耐震基準を満たしていない状況にある水道庁舎について、「隼人市民サービスセンター利活用検討委員会」の中で、上下水道部が隼人市民サービスセンターへ移転することが望ましいとされたことから、現在、詳細な事項について協議・検討を行っているところです。

○企画部長（満留 寛君）

霧島市土地開発公社につきましては、先の本会議の市長の市政報告にありましており、平成31年3月を目途としていました解散の時期を再考する判断をしたところであり、現在の事務所に申しましても、引き続き当公社の事務所として使用する考えであります。以上で、陳情第2号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

教育委員会と選挙管理委員会が抜けた後は、上下水道部が移動するという検討をしてくれているということですが、現在、その現実味はありますか。

○総務課長（橋口洋平君）

隼人市民サービスセンター利活用検討委員会の中で、上下水道部が隼人市民サービスセンターに移動することが望ましいとされたことから、内部では、フロアや倉庫、駐車場が足りるのかというようなことにつきまして、今、検討しているところでございます。

○委員（植山利博君）

上下水道部が隼人市民サービスセンターのほうに移るという選択肢がでてきた背景というのは、恐らく、隼人庁舎から教育委員会と選挙管理委員会が抜けると、職員が少なくなることによって、駅前の空洞化につながるのではないかと。それから隼人庁舎の今までであった附属の建物を壊して更地にしてきたことによって、地域の皆様方の喪失感というものを防ぐための対案として出てきたのではないかと考えています。上下水道部の今の機能を果たしながら、隼人庁舎の2階に移転することが上下水道部としては合理的なのかどうか、いかがですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

今の水道庁舎が昭和49年に建設されておまして、耐震基準を満たしていないという現状にあります。そういうことで、移転という話が出てきたときに、移転するのか、今の場所に建替をするのか、耐震診断をするのかという三つのことを考えながら、部内でもいろいろと検討しておりました。そして、隼人市民サービスセンター利活用検討委員会の中でも、議論をしていただきました。その中で、現実的な問題として、今はフェンスで囲まれていて、警備員が17時から朝まで常駐しております。土日も警備員が常駐しております。中に勝手に入って来る人は、なかなかいないのですが、要は緊急漏水の場合は資材が必要ですので、そういった資材を緊急的に現場に持って行って施工するというふうに行っているところでございますが、今後、駐車場の問題として、上下水道部で公用車34台、そのうち給水車4台を保有しています。そういった場所も含めて、現在、関係課のほうと最終的な詳細にわたった協議を進めているところでございまして、可能かどうかということでは、不可能ではないと考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

不可能ではないと言われますが、万が一、地震とかで水道が止まった場合に、天降川の水を取水

して利用しなければならないケースも想定されると。だから、あの場所でないといけないと。以前、そういう議論をした経緯があると思うんですけども、上下水道部として、駐車場の問題とか言われましたけども、機能をしっかりと守りながら運営するには、あの場所の方が、私は適切ではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

現在の上下水道部の水道庁舎のある大津浄水場、この施設につきましては、取水口は廃止いたしておりますので、今後、何かあっても使用することはできない状況になっております。

○委員（松枝正浩君）

上下水道部の隼人市民サービスセンターへの移転とあるのですが、基本的なところで、上下水道部は水道と下水道なんですけど、どちらも移転をすることを考えているんでしょうか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

両方とも移動する予定でございます。

○委員（植山利博君）

下水道と上水道が一体的になったわけです。それ以前は、下水道も一緒に移転するという発想はなかったのではないかと思いますけど、いかがですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

機構改革で上下水道部になるまでは、水道部の移転ということで話が始まったと記憶しております。

○委員（植山利博君）

私は、一緒に移転をするんだということは今日初めて聴いたので、ちょっと違和感を覚えたんですけども、一緒に移転をするのであれば、逆に下水道の建物のほうに上水道が移転するという検討はなされていないですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

面積を当たったときに、現在の水道庁舎の総面積は610㎡ありまして、下水道庁舎の総面積が358㎡ということで、仮に下水道のほうに移転するとなれば、増築という形をとらざるを得ないということで、そこらもいろいろと検討したんですけども、面積的に不足するというようなことでございます。

○委員（植山利博君）

下水道も一緒に隼人庁舎の2階に移動となると、駐車場の問題、現在でもいろいろなイベントとかあれば、あの駐車場は非常に手狭なんです。例えば商工会でなにかあるときも、庁舎に関係ない方は移動してくださいというメッセージがすぐ届くんですけども、それは、今の隼人庁舎の2階を使うにしても、相当厳しい状況が引き起こされるのではないかと思いますけど、いかがですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

駐車場の問題ですが、上水道と下水道を合わせて公用車が34台ございます。その保管場所という

ことで考えていますが、庁舎の東側とか裏側とか、そこらに関係課と一緒に協議をしている段階でございます。

○委員（植山利博君）

隼人庁舎の2階フロアの面積は、両方の事務所として十分な広さがあると理解されていますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

現地を何回か下水道も一緒に確認に行きました。本年4月からお客様センターということで水道業務を民間委託しておりますが、今、1階の地域振興課が入っている所に、そのセンターを入れまして、2階のほうに、下水道課、水道管理課、水道工務課という三つの課を入れてということで、面積は十分足りています。

○委員（植山利博君）

現在の上水道の庁舎と下水道の庁舎の総面積を教えてください。

○上下水道部長（堀切 昇君）

水道庁舎が1階と2階を合わせて610㎡、下水道庁舎が358㎡でございます。

○委員（植山利博君）

隼人庁舎の2階の面積をお示してください。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

上下水道部で使用しようとしている所の面積は、通路部分を省きまして480㎡ほどとなっています。

○委員（蔵原 勇君）

現在の水道庁舎が44年たっているということですが、以前、水道部が隼人庁舎の2階に移転すると聞いていたのですが、その後のお話はどのようになっていますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

そういった話がございますから、一昨年から関係課との協議をしております、現実的な話として移転できるかどうかということで、駐車場や倉庫などの詰めの協議を行っているところでございます。

○委員（木野田誠君）

協議検討の結論はいつ頃になりますか。移転することが望ましいとされたということで検討されているということですが、移転しようというようなことで検討されているという受取り方でよろしいですか。そちらのウェイトを重くしてやってらっしゃるということでよろしいですか。

○総務部長（新町 貴君）

移転しようということで、細部について協議を進めているところでございます。

○委員（有村隆志君）

下水道も入る施設ということで、今の場所に新築した場合、幾らくらいを試算していますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

現在の水道庁舎の場所に建替えを行うとなりますと、概算で5億5,000万円程度と試算しております。

す。

○委員（有村隆志君）

新しく造った場合、場所が変わらないので、同じ場所だということで、市民にお知らせもしなくてもいいのかなと思いますけれども、そうした場合には、これは水道料金や下水道の負担金に反映するものですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

5億5,000万円が安いか高いかという話になるかと思えますけれども、今の水道料金につきましては、水道の決算審査でもありましたとおり、現在のところは黒字経営で行っています。ただ、黒字だから料金を下げられるのかという話になりますと、今、台明寺水系の基幹管路の工事をやっております。あと配水管につきましては昭和30年代に布設された配水管の布設替えを、順次、各地区で行っているところでございます。電気料金といったように電力会社を選べるというのではなくて、水道は水道事業でしかありません。公営企業ということで、そういうことからしますと、どうしても将来を見据えて、今のこの文明では絶対止めることはできないということになりますから、引き続き続けていかないといけないということを考えれば、水道料金は今のままで、コスト削減とか、そちらに目を向けていかないといけないというふうに考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

水道庁舎は耐震基準を満たしていないということですが、耐震化は検討されましたか。検討されていたら、その費用は試算ができていますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

耐震化の診断を行ったのが、平成9年でございます。その後、現在では、再診断を行う必要がありまして、概算で今の庁舎のだけの耐震補強をするためには2億円ぐらいと出ています。さらに、これに下水道課が入ってくるとすれば、増築となりますので、それ以上の費用が必要になるということになります。また、新たな耐震診断と耐震のための設計をする費用が、それに加算されるということになります。

○委員（植山利博君）

総務部長の答弁を聴きますと、移転する方向で検討をしているんだと聴こえました。ということは、商工会に2階を貸すような考えはないという理解でよろしいですか。

○総務部長（新町 貴君）

現在、上下水道部が移転すると考えております。仮に空きスペースができれば、部分的に貸すことはできるかもしれませんが、現在のところは、その点については考えていないところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、陳情第2号についての執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後11時53分」

「再開 午後11時56分」

△ 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情書

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情書について、審査いたします。陳情第1号に対する執行部の見解の説明をお願いします。

○商工観光部長（池田洋一君）

陳情第1号について、商工振興課長より詳細について説明いたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

陳情第1号、生産性向上特別措置法に係る経緯及び今後の予定について、御説明申し上げます。国におきましては、6月6日に施行となった「生産性向上特別措置法」に基づき、2020年度までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」と位置づけて、中小企業の実現を目指しております。本市におきましても、老朽化した中小企業の設備更新について、積極的に後押しし、市内中小企業者の生産性向上に向けた設備投資について支援していくため、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロとする特例制度の導入を進めてきたところであり、先日6月12日に、「霧島市税条例等の一部を改正する条例」が可決されたことを受け、本市において、先端設備等導入計画の認定を受けた市内中小企業者が、一定の要件を満たす償却資産を導入した場合、最初の3年間について固定資産税がゼロとなる特例制度が適用されることとなります。今後につきましては、現在、本市が策定中の「導入促進基本計画」について、国から同意を得たのち、市内中小企業の皆さまに「先端設備等導入計画」を作成していただくこととなります。現在のところ、先端設備等導入計画の申請受付は、7月中を開始予定としています。先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業については、税制上の支援だけでなく、国の補助金の優遇措置を受けることができるなど、市内企業にとって大変有利な制度であるため、今後は、制度の周知のためにチラシを作成するなど、市内中小企業に対し、広く先端設備等導入計画の策定を促し、地域経済の活性化につなげてまいります。以上で、陳情第1号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

今の説明によれば、陳情趣旨は全て満たされている理解でよろしいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

陳情の内容のとおりとなっているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 0時03分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 請願第1号 牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書

○委員長（池田綱雄君）

請願第1号について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

今回の請願は、身近に子供たちが遊べるような公園を中山間地域にも造っていただきたいという親御さんたちの切なる願いだと。心情的には、ぜひ、そういう形で整備をすべきだと思います。また、例えばまちづくり計画であるとか、それぞれの地域の市民の思いや願いは山積しているわけです。ただ、請願という形で出てきて、特定の1か所について、議会がこれを採択するという事は、この1点について執行部に対して実現を迫ると、実現に向けて汗をかくということはいかなるものかと。また、今後、それぞれの地域の方々の要望が、請願という形で次々と出てくるような状況が引き起こされるのではないかという懸念もあります。ですから、請願の取扱いには慎重の上にも慎重を期すべきだというふうに、私は思っているところです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 陳情第2号 霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第2号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情書

○委員長(池田綱雄君)

次に、陳情第1号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。

[中村正人委員退室]

△ 請願第1号 牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書

○委員長(池田綱雄君)

それでは、これより請願の処理に入ります。請願第1号、牧園町宿窪田付近に公園設置を求める請願書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかお諮りします。御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 0時06分」

「再開 午後 0時14分」

○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。御意見はありませんか。

○副委員長(厚地 覺君)

この件につきましては、真意は十分分かるのですが、牧園の宿窪田地域に限定されるということもありまして、この牧園小学校近辺については敷地あるいは適当な場所もないわけです。また、中山間地域ゆえに利用者も制限されるわけです。幸いに、みやまの森運動公園にチビッコ広場という名称の施設もあるわけですから、今使われてない遊具を移転するか、あるいは新規に造っていただくということを執行部に求めていただきたいと思います。と思っています。

○委員長(池田綱雄君)

それでは、この審査を採決あるいは継続にするかについてお諮りしたいと思いますが、意見を述べていただきたいと思います。

○委員(有村隆志君)

採決すべきと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ただいま、採決すべきという意見が出ました。採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、請願第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（植山利博君）

私は、この請願第1号に対して、反対の立場で討論を行います。執行部も予算の範囲の中で、霧島市全体を見渡しながらか、順次、計画的にポケットパークなどを整備したいという答弁をされておりました。この請願第1号につきましては、特定の1か所に絞って、その整備を急げという請願です。多くの賛同者の署名もありますけれども、その請願の思いを十分受けとめ、その思いを実現するように、執行部にもしっかりと伝えた上で、今回の請願については、不採択とすべきものだという趣旨のことを申し述べまして、私の反対討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。請願第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者なし〕

起立者ゼロ。したがって、請願第1号については、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

△ 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情の処理に入ります。陳情第1号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

採決すべきと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ただいま、採決すべきという意見が出ました。採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、陳情第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第1号について、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第2号 霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書

○委員長（池田綱雄君）

陳情第2号、霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

採決すべきと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ただいま、採決すべきという意見が出ました。採決で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第2号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（植山利博君）

私は、陳情第2号、霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用についての陳情書について、賛成の立場で討論を行います。陳情者の説明によりますと、現在の商工会の建物が非常に手狭であり、また、いろいろな相談事もプライバシーを保てるような状況ではないということです。合併以来12年間、建替え等も検討されたということですが、そのような財源も無いという状況で、たまたま隼人庁舎の2階の教育委員会及び選挙管理委員会が、本庁舎の別館に移動したというようなことで、空きスペースを使わせてもらえないだろうかという陳情であります。執行部は、そのようなことは念頭にないという考え方であるようですけれども、水道それから下水道とい

った上下水道部が一体となって事務所を整備するのであれば、今の隼人庁舎の2階を使用するということは、私としてはあまり合理的ではないというふうに思うところでございます。よって、商工会の要望のとおり、貸し付けることを可とするべきだというふうに申し上げ、私の賛成討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。陳情第2号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

したがって、陳情第2号については、全会一致で採択とすべきものと決定いたしました。以上で、請願及び陳情の処理を終わります。

〔中村正人委員入室〕

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（植山利博君）

請願第1号について、討論また自由討議の中でも言いましたけれども、この請願者の思いというのは、しっかりと議会も執行部も受け止めるべきだと。牧園地区にも子供が遊べるような遊具を設置した施設は、使い勝手のいい場所にはないわけです。執行部もポケットパークのような遊具を備えた施設の整備を検討したいと言っておりました。その実現に向けて、執行部も知恵を出して汗をかいていただきたいということを付け加えていただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

子育てとか教育というのは、明日でいいということはありません。今を大切にしなければいけないわけです。答弁の最後のほうに、この地域の実情などを考慮し、検討する必要があるというふうに書いてありますけれども、やはり、これは早急に検討するというのを、特に強調して、委員長のほうからも要望していただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を盛り込むこととして、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時25分」

「再開 午後 0時37分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

○委員（植山利博君）

時期をいつにするかは別としまして、公園の整備や管理の要望もあちこちで多いですので、主だった公園や課題のある公園を現地調査すべきではないかと思います。

○副委員長（厚地 覺君）

森林の伐採が激しいということで、森林組合の組合長が森林破壊という言葉を使って、真剣に話していました。伐採の方法や将来的にどうなるのかといったところで、森林組合の思いを聴いてはどうかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、「霧島市内の公園の整備状況について」「霧島市内の森林伐採状況について」及び「その他産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように提出をしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 0時41分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄